右の者に対する私文書偽造、同行使、詐欺被告事件(昭和四二年(あ)第八五六号)について、昭和四二年九月七日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、弁護人石川良雄から、別紙のとおり異議の申立があつたが、右申立には何ら具体的理由が付されてなく、異議申立期間内に理由書の提出もない。よつて、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四二年九月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	_	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健一	· 郎